

SNSの広告で購入した化粧品で思わぬ請求が -日本語のサイトでも契約先は海外の詐欺的事業者!?-

「SNSの広告を見て、化粧品を申し込んだが、注文した内容の数倍の金額を請求された」という相談が多く寄せられています。

相談事例

SNSの広告をクリックすると、テレビ局が運営するというサイトに飛んだ。そのサイトで、「数週間でしわが消える化粧品が今なら特別価格 5,000 円で買える」と紹介されていた。有名女優も使っているという事だったので、欲しいと思って購入することにした。しかし注文の際、最終確認画面がなく、個数や金額を確認できないまま注文確定画面になってしまった。クレジットカード会社に確認すると、約 4 万円の金額になっていた。そしてキャンセルのメールも送ったが、返信が英語で内容がよくわからずとても不安だ。最初に飛んだテレビ局のサイトも偽物っぽい。キャンセルしたい。

(相談受付：2015年7月、女性、50歳代、家事従事者)

消費者へのアドバイス

- ・インターネット通販サイトの利用の際は、事業者の信用性が重要で、「特定商取引法に基づく表記」があるかどうか、利用規約を確認することが必要です。「よく利用するSNSサイトの広告に出ていた」「芸能人が使っていると書かれていた」としても、情報をうのみにせず、クレジット情報を入力しないように、安易に契約しないように、よく確かめましょう。
 - ・日本語で書かれているサイトでも、海外の事業者との取引の場合もあります。通販で買い物をするときは、事業者の所在地が海外である可能性も含め、買うかどうか、慎重に検討しましょう。
 - ・お困りの場合は、最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。
- 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003
➤ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) IP：050-5808-9600, 69-3111

2015年7月1日より3桁化スタート!

「消費者ホットライン」^{い や や} **188**

これまでのホットライン『0570-064-370』の電話番号(全国統一番号)が3桁化となりました。

事業者との契約で困ったことや、危ない、おかしいと思ったら一人で悩まず、ホットラインをご利用ください。

い や や
「**188** 泣き寝入り!」と覚えてね

